

入札説明書類

件名：加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式

令和6年10月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和 6 年 11 月 1 日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和 6 年 11 月 18 日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和 6 年 11 月 19 日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和 6 年 11 月 19 日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和 6 年 11 月 20 日)、開札会場へ持参すること。

入 札 説 明 書

「加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務一式」にかかわる入札公告（令和6年10月28日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- （1）契約件名 加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務一式
- （2）仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- （3）契約期間 自：契約締結日 至：令和7年3月26日
- （4）納入場所 大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- （5）入札方法
入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- （6）入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- （1）契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- （2）令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- （3）当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- （4）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- （5）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- （6）その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- （7）公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- （8）暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年11月1日(金)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和6年11月18日(月)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

(3) 入札書

提出期限は令和6年11月19日(火)17時00分(郵送の場合も同様)

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和6年11月19日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和6年11月20日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課管理係
電話：０６－６３８４－１１２０

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和６年１１月２０日開札 加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和６年１１月２０日開札 加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記５の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和６年１１月２０日（水）１０時３０分
大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 ３階 多目的室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が

立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕様書

1. 件名

加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務一式

2. 業務の目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「当所」という。）は、「日本食品標準成分表」では網羅されていない加工食品に含まれる栄養素等の成分の量、アレルギー原材料等の情報に加えて、料理レシピの情報を企業、病院、大学等の機関（以下、「企業等」という。）から収集するため、令和5年度に加工食品等データベースシステム（以下、「DBシステム」という。）を開発した。本DBシステムの運用を進めるに当たって、利便性及び視認性向上に向けたDBシステムの機能強化、さらには情報公開可能なデータの活用に向けて外部サービスを利用した情報公開サイト及び当所のサーバー環境に設置する新たなホームページの2つの関連情報公開サイト（以下、「情報公開サイト」という。）を制作する必要がある。

本件は、DBシステムの機能強化及び運用業務並びに情報公開サイト制作について業務を委託するものである。

3. 業務の履行期間

契約締結日より令和7年3月26日まで

4. 履行場所

受託者の所在地

5. 調達範囲

本事業の受託者は、次に掲げる事項を留意し、（１）～（９）に係る業務を担うものとする。

○ 設計計画及び作業実施体制に関すること

（１） 設計計画及び作業実施体制

ア 作業実施体制の構築

受託者は、本件調達における事業遂行責任者を１名、副責任者を１名設置すること。なお、事業遂行責任者は受託企業の従業員であること、委託業務に関する最終責任者として機能する者を選定すること。なお、情報セキュリティ体制を整備し、この体制及び具体的なセキュリティ対策の内容についても報告すること。

イ 実施計画書等の作成

受託者は、本調達の機能拡張、運用・保守及び情報公開サイト制作の実現に際して、当所の指示に基づき、実施計画書及び実施要領案を作成し、承認を受けること。また、受託者は、本調達のパブリッククラウド・ホスティングサービス等を用いた運用の方法を詳細に記述した実施計画書を作成し、当所の承認を受けること。

ウ 運用計画等の作成

受託者は、運用設計／保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における対応等を取りまとめた運用計画／保守作業計画案を作成し、当所の承認を受けること。

エ 設計書等の作成

受託者は、各機能項目や画面遷移を説明する設計書を作成するとともに、設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化すること。なお、本契約開始前の設計書は当所より提供する。残存課題にはサービス運用期間中に当所より提案する機能改善要望を含めるものとする。なお、機能改善要望のうち、当所が優先度の高いと判断するものについては、次年度に機能拡張ができるよう仕様を整理し、当所の承認を得ること。

オ 計画等の変更について

上記ア～エで作成した計画等について変更が必要な場合には、当所と事前に協議し、変更の承認を受けること。

カ 作業管理

受託者は、当所が承認した設計・開発実施要領に基づき、設計業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

キ 打ち合わせについて

受託者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、当所と月1回以上の定例会議を開催し、作業進捗の遅延等がないよう、リスク管理及び作業の進捗状況の逐次報告を実施すること。また、当所からの本事業各作業に関する問合せに対しては速やかに対応し、当所内外で開催される打合せ等の会議について、当所からの求めに応じて参加し、必要な調整等を実施すること。なお、定例会議の開催に際し、対面での開催又はオンライン開催とするかは当所と協議の上、実施すること。

○ DB システムに関すること

(2) DBシステムにおける現状の課題解決に向けた改修及び機能拡張

ア DBシステムは、Kintoneの基本的な機能とJavaScriptを用いて、企業等から提供されたデータを当所の承認により、3つの公開レベルに基づくデータベースを出力する仕組みを取り入れている。しかしながら、承認のステップで表示される情報は、どの情報を承認するかの情報がなく一律的な表示となっている。そのため、どのレコード情報を承認するかが明確な仕組みを採用すること。最適な仕組みを当所に提案し、協議の上、実装すること。

イ 情報公開サイトの制作に伴い、下記(5)により収集した情報は、DBシステム利用者らの情報と紐づけ、個別に閲覧可能とする仕組みを当所に提案し、協議の上、実装すること(例えば、食品の検索において、A社の商品が抽出された場合に、サイトアクセス情報をA社にフィードバックする等)。なお、本契約開始前の設計書は当所より提供する。

ウ DBシステムの操作マニュアルは、ア及びイの内容等について、当所と協議を行った上で作成すること。対象は、管理者向け操作マニュアルを想定しているが、必要に応じて利用者向けマニュアルも修正すること。なお、DBシステム構築時の操作マニュアルは当所より

提供する。

(3) DBシステムの運用及び保守

DBシステムの運用に当たって、データを登録する企業等の追加の対応として、当所からの求めに応じ「データを登録する企業等」（以下、「登録企業等」という。）の設定を行うこと。

ア ID、電子証明書及びパスワードの発行

登録企業等毎にデータ登録に用いるID、電子証明書及びパスワード等を発行し、当所に通知すること。なお、登録企業等は全体で30件程度を想定している。

イ 登録企業等のデータ登録スペースの確保

DBシステムについて、追加で設定された登録企業等がデータを登録するためのデータ登録スペース（以下、「スペース」という。）を設定すること。なお、DBシステムは、サイボウズ社Kintoneの標準機能以外にJavaScriptによりカスタマイズしている。今後、当所にて企業追加に伴う一連の作業が可能となるよう管理者向け操作マニュアルを作成すること。なお、DBシステム構築時の操作マニュアルは当所より提供する。

ウ 運用環境

DBシステムを運用するための、当所及び登録企業等が利用するクラウドライセンスは当所で準備する。クラウドライセンスの要件は、DBシステムの基盤におけるクラウドライセンス（サイボウズ社Kintoneスタンダードライセンス、セキュアアクセスライセンス、クラウド容量追加ライセンス）を想定している。なお、DBシステムの運用は下記のシステム要件を充足できるものとする。

(4) DBシステムのシステム要件

ア DBシステムの構成

DBシステムの基盤はサイボウズ社Kintoneで構築されている。DBシステムは、企業等がKintoneのスペースを利用して登録を行うものである。

イ DBシステム内のデータベース

DBシステムは、データ登録システム及びデータ検索・閲覧システムを含む以下の4つのデータベースから構成される。なお、データベースの項目数は、加工食品で約110項目及び料理レシピで約270項目であり、件数はそれぞれ2万件及び1千件程度を想定している。

- ① 加工食品データベース
- ② 料理レシピデータベース
- ③ ア及びイに付随する画像データベース

ウ システム環境

DBシステム基盤は下記の環境で運用することを前提としている。運用中にサービスの変更があった場合は、当所と受託者が協議の上、双方が了承した対応を行うこと。

- ① パブリッククラウドを利用する場合、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（ISMAP）」に登録されたサービスを利用すること。
- ② クラウド・ホスティング等の環境については日本国内に物理的に設置され、国内法令が適用されること。

他のクラウド・ホスティング等利用者から影響を受けないよう、当該システム利用者端

末以外から URL を指定してもシステム接続が不可能な仕組みを実装していることとし、専用セグメント内にて運用、もしくは、IPアドレス制限を行う運用、もしくは、クライアント証明書による運用が可能なものとする。

○ 外部サービスを利用した情報公開サイトに関すること

(5) データ公開サイトの制作

データ公開サイトは、kViewer 等を活用して、DB システムで収集した加工食品及び料理レシピデータのうち一般公開可能なデータのみを公開し、一般消費者に加えて、企業等を対象として、加工食品及び料理レシピデータを広く利用（検索）することを想定している。ア～オの内容を踏まえて当所に提案し、協議の上、制作すること。また、当所の提供サイトであることが認知できるよう、ロゴを設置する等、信頼性を高める工夫を施したデザインにすること。

ア あらゆる利用者に情報を届ける仕組みの導入

利用者の使用端末や言語に関わらずアクセスすることに向けて、サイト全体をレスポンシブ Web デザインにとともに、多言語対応に向けて機械による情報の自動分別や翻訳等が容易に情報を処理することができるように、HTML5/CSS3 等の技術を採用する。

イ 閲覧者の利便性及び視認性を確保した検索条件の設定

検索システムは、収集された加工食品データベース及び料理レシピデータベースのうち一般公開可能なデータを基に、以下の項目の条件に対応することを想定しているが、追加の提案は妨げないものとする。

- ① 栄養素、アレルギー等のデータベース項目（一意の値、範囲、ソート等）
- ② フリーワード

ウ 検索クエリ等の確保

情報公開サイトの利用に当たって、検索クエリ等の解析・検証することを予定しているため、それらを可能とするログ抽出の仕組みを当所に提案し、協議の上、実装すること。アクセス解析は、ターゲットの加工食品及び料理レシピに対する、日付、接続元、キーワードや栄養素等の条件を想定している。検索ログは登録企業等毎に保管され、登録企業等が当所の許可を得てダウンロードし、活用できる形とすること。情報公開サイトでのログの保管は2か月程度を想定しており、それらの情報はDBシステムで取り込み可能な仕組みを採用すること。なお、それらの情報のリンケージのために、当所と協議の上、DBシステムを改修すること。

エ セッション数、ページビュー（PV）数のカウント

セッション数、ページビュー（PV）数をカウントし、活用できる形とすること。PV数は登録企業等毎に管理され、各登録企業等が当所の許可を得てダウンロードし、活用できる形とすること。情報公開サイトでのPV数等の保管は2か月程度を想定しており、それらの情報はDBシステムで取り込み可能な仕組みを採用すること。なお、それらの情報のリンケージのために、当所と協議の上、DBシステムを改修すること。

オ 利用規約

ユーザーが同意した場合、サービスの改善、公衆衛生目的の研究に役立てるため収集情

報の活用を想定している。そのために必要なユーザー登録機能、利用規約等を提案・実装すること。

○ 当所環境に新設する情報公開サイトに関すること

(6) ホームページの制作

上記(5)のデータベース公開に当たって、当所のサーバー環境(当所のホームページ(<https://www.nibiohn.go.jp>)の下層ページに設置予定である)での運用想定した、データベースの解説及び情報提供を行うホームページを下記の要領で、当所と協議の上、制作すること。

ページデザイン

構成はトップページ含めて1～3ページを想定しており、コンテンツ作成及びページデザインを行う。ただし、原稿は当所より提供するものとし、上記(5)のサイトリンクを含めること。

ア あらゆる利用者に情報を届ける仕組みの導入

利用者の使用端末や言語に関わらずアクセスすることに向けて、レスポンスWebデザインにとともに、多言語対応に向けて機械による情報の自動分別や翻訳等が容易に情報を処理することができるように、HTML5/CSS3等の技術を採用する。

イ サイトの機能要件

ブラウザは、Google Chrome、Safari、Microsoft Edgeを対象とし、本件改修作業時の最新バージョンにて表示が担保されるものとする。コーディングについて静的なファイルでの制作とし、当所のサーバー環境に対応した規格にて実装すること。

ウ 稼働環境(サーバー機器等)

サーバーは、当所設置のサーバーを使用する。サーバーの仕様は以下のとおりであり、事前に本番で使用するサーバー内にテスト環境を構築し、テストサイトの公開等を行うこと。なお、サーバーの操作は当所担当者が行う。

- ・サーバーOSの種類: Red Hat Enterprise Linux Server release 7.6 (Maipo)
- ・ウェブサーバー: httpd.x86_64/ 2.4.6-88.el7
- ・データベース: MariaDB-server.x86_64/ 10.3.13-1.el7.centos
- ・PHP モジュール: php.x86_64/ 7.3.2-1.el7.remi
- ・SSLモジュール①: mod_ssl.x86_64/ 1:2.4.6-88.el7
- ・SSLモジュール②: openssl.x86_64/ 1:1.0.2k-16.el7
- ・SSHサービス: openssh-server.x86_64/ 7.4p1-16.el7

○ その他

(7) 問い合わせ及び不具合対応

DBシステム及び情報公開サイトについて、当所より問い合わせがあった場合及び不具合が報告された場合には、その原因を調査し、土日祝日を除き原則として48時間以内に当所と協議を開始し、対応を行うこと。

(8) 保守・運用等報告書の作成

上記(1)～(7)の作業を踏まえて毎月の作業内容、セキュリティ対策及び協議内容について、保守・運用等報告書を作成し、その内容を定期的に報告すること。

(9) 引継ぎに関する事項

DBシステム及び情報公開サイト(当所のサーバー環境除く)は、受託者が運用保守を行うクラウドサービスを次の運用保守業務を請け負う者(以下、「次期請負業者」という。)又は当所でそのまま利用又は拡充することを想定している。そのため、受託者は、本調達における設計は可能な限り当所で変更可能な仕組みを採用するとともに、次期請負業者に対して継続的な稼働に影響しないよう、受託者は、当所及び次期請負業者に対して最大限の協力を行うものとする。

6. 情報セキュリティ要件

本件業務の遂行にあたって以下の情報セキュリティ体制を実現すること。なお、下記の情報セキュリティ対策の管理体制及び遵守方法に関して書類等で確認できるようにすること。

(1) 情報セキュリティ要件が日常的に運用できていることを担保するため、以下の環境が整備されていること。

ア 情報資産の管理について区画ごとのゾーンレベルを設定し、情報資産管理エリアへのアクセス権が明確化されていること。

イ ICカード等による物理的入退室管理を行っていること。

ウ 秘密情報は鍵付きキャビネットで保管すること。

エ 当所より機密情報(文書、電子情報等、当所が機密情報と指定するもの)を借用した場合は、機密情報受理管理台帳に顧客所有物名(借用物名)や取り扱い方法等を記載し管理すること。

オ 借用した機密情報については、電子情報は認証によるアクセス制限が行われているサーバーに保管し、定期的にバックアップを行うこと。

(2) 受託者の資本関係・役員等の情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

(3) 本件業務の実施のために当所から提供する情報その他業務実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また本件業務の目的以外に利用しないこと。

(4) 本件業務に関連する情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が復元できないようにすること。

(5) 本件業務の過程で一時的に作成及び使用したアカウント情報は、作業完了後にすみやかに抹消すること。

(6) 本件業務の終了時に、取り扱った情報が確実に返却もしくは抹消されること。なお、情報を抹消した際に、当所に連絡を行い、抹消した内容及び抹消した日時について当所の確認を受けること。

(7) 本件業務の実施にあたり、受託者は従業員その他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。

- (8) 本件業務に際して、セキュリティ上問題となりうる可能性のあるソフトウェアを使用しないこと。
- (9) 上記のセキュリティ要件が適切に実装されるように下記の情報セキュリティ対策を行うこと。
- ア 要保護情報への不正アクセス、滅失、き損等に対処するための環境を整備する。
- イ セキュリティ要件が適切に実装されるようにセキュリティ機能を設計し、DBシステムに脆弱性が混入されることを防ぐため、DBシステムへのソースコード改変を行う際には、以下を含むセキュリティ機能を実装する。
- ・機器及びソフトウェアについて公表される脆弱性情報を常時把握する。
 - ・把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否につき当所と協議し、決定する。この際、セキュリティパッチの提供がある場合は、セキュリティパッチの適用による情報システムへの影響を考慮したうえで、影響のない場合は最新のセキュリティパッチを適用する。決定した対処又は代替措置を実施する。
 - ・セキュリティ機能が適切に実装されていることを確認するため、設計レビューやソースコードレビュー等を実施する。
 - ・脆弱性検査を含む情報セキュリティ観点での試験を実施する。その際は、脆弱性検査ツールや点検基準を用いた検査を実施し、必要な措置を講ずる。
- (10) 本件業務の遂行において情報セキュリティが侵害される又はそのおそれがある場合には、速やかに当所に報告すること。

7. 秘密の保持

受託者は、業務遂行の過程で知り得た情報を当所の許可なく第三者に漏洩してはならない。なお、以下の事項を遵守すること。

- (1) 取り扱う情報は、他の目的には使用しないこと。
- (2) 取り扱う情報は、情報処理業務を行う者等の本件業務関係者以外には秘密とすること。
- (3) 取り扱う情報は、成果物の授受を除いて特定の場所から持ち出さないこと。
- (4) 取り扱う情報は、当所の許可なく複製しないこと。
- (5) 本事業開始時に当所より受領した資料がある場合、納品の際に、受領時と同じ状態にして返却すること。併せて、①当所より受領した資料をすべて返却した旨の証明書（返却した資料の一覧など）を提出すること、②成果物以外の端末などにある本事業に関するデータを削除すること。データの削除に当たっては、専用のソフトを使用する又は磁気で完全に使えなくするなど、作成したデータを復元不可能な状態とすること。併せて、データの削除方法などを含むデータを削除した旨の証明書を提出すること。

8. 納品物及び納品場所

(1) 納品物

- ア 上記5(1)で作成した作業実施体制、業務計画書、設計計画書及び打ち合わせ資料一式（議事録を含む）
- イ 上記5(8)で作成した保守・運用等報告書

- ウ 上記５（１）で作成したデータベース仕様書一式
- エ 上記５（２）で作成した動作確認済のプログラムソースファイル一式
- オ 上記５（２）で作成した動作確認済のプログラム実行ファイル一式
- カ 上記５（２）で作成した動作確認済のデータベース一式
- キ 上記５（２）及び（３）で作成した操作マニュアル
- ク 作業完了報告書
- ケ 上記５（９）で作成した引継ぎ資料

上記納品物については、クを除き電子データ媒体として作成し、DVD-R等の電磁記録媒体に格納して正副2部納品すること。クについては紙媒体にて1部納品すること。ただし、イは、別途、最終月を除き、翌月上旬までに月次報告すること。

（２）納品方法

- ア 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わない。
- イ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格（JIS）の規定を参考にするこ
と。
- ウ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体（CD-R等）により作成し、当所から特別に示す場合を除き、紙媒体及び電磁的記録媒体1部を納品すること。紙媒体のサイズは、日本工業規格A列4番を原則とすること。
- エ 納品文書については電磁的記憶媒体での納品とし、データの保存方法については、書類と同一の印字が可能な様式で、ファイル形式は、Microsoft Word 2016以上、Microsoft Excel 2016以上、Microsoft PowerPoint 2016以上またはhtmlで作成されたものを原則とし、当所が他の形式による提出を求める場合は協議の上これに応じること。なお、当所が個別に認める場合のみPDF等のファイル形式での納品を認める。
- オ 成果物の作成に特別なツールを使用する場合は、当所へ事前に承認を得ること。
- カ 成果物が外部で不正に使われたりするほか、納品過程において改竄されることのないよう、安全な納品方法を提案し成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- キ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

（３）納期 令和7年3月26日

なお、全ての納品物については3月上旬までに一旦納品を行い、当所の確認を受けた後、完成版の納品を行うこと。

（４）納品場所

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

9. 成果物の取扱いに関する事項

- （１）本事業にて作成・変更・更新されるドキュメント類のすべての著作権（著作権法第27条及

- び第28条に規定する権利を含む。)は、受託者が本事業の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、当所が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて当所に譲渡するものとする。また、当所は、納品物を著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本事業にて発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
 - (3) 本事業に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
 - (4) 本事業に係り作成・変更・更新されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は、事前に当該既存著作物の内容について当所の承認を得ることとし、当所は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
 - (5) 本事業に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当所の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当所は係る紛争の事実を知った時は、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。
 - (6) 調達に係る成果物については、環境保護の観点から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）に基づいた製品を可能な限り導入すること。導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

10. その他特記事項

- (1) 事業の遂行に当たって、当所の意思及び意向を十分にくみ、誠実かつ最大限の努力を行うこと。なお、本調達仕様書は、最低限の要件及び基準を示すものである。したがって、本調達仕様書に記載のない事項であっても、備えるべき事項については、仕様に含まれるものとして検討し、考慮すること。また、本調達仕様書に記載していない事項であっても、有益と考える事項については、追加提案とすること。なお、追加提案等に関しても本調達範囲内で行うこと。
- (2) 本調達仕様書内の、「可能であること」、「できること」等の表記に関しては、明示的に「別途協議」の記載がある場合を除き、追加費用を要することなく各機能、要件を満たせること。また、「当所と協議の上」等の表記に関しては、原則として当所の意向を尊重すること。
- (3) 本事業を遂行する上で作業内容、仕様及び条件に疑問点や変更が生じる場合、及び本調達仕様書に記載のない内容については、直ちに受託者と当所で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。
- (4) 旅費、会議費、通信運搬費等の本事業を遂行する上で必要な一切の経費は契約金額に含むものとする。

- (5) 本調達の実行にあたっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「当所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成27年12月10日当所訓令第38号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf

契 約 書

1. 件 名 加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連
情報公開サイト制作業務一式
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府摂津市千里丘新町3番17号 健都イノベーションパーク NK ビル
3. 契 約 期 間 自 令和6年 月 日
至 令和7年3月26日
4. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務一式について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失若しくは損傷し、又は作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することが出来る。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。

三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 甲が、第 10 条第 1 号及び第 2 号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。

3 第 1 項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条若しくは同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一

部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年11月1日（金）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開
サイト制作業務 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年11月1日（金）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和6年11月18日（月）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
(3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

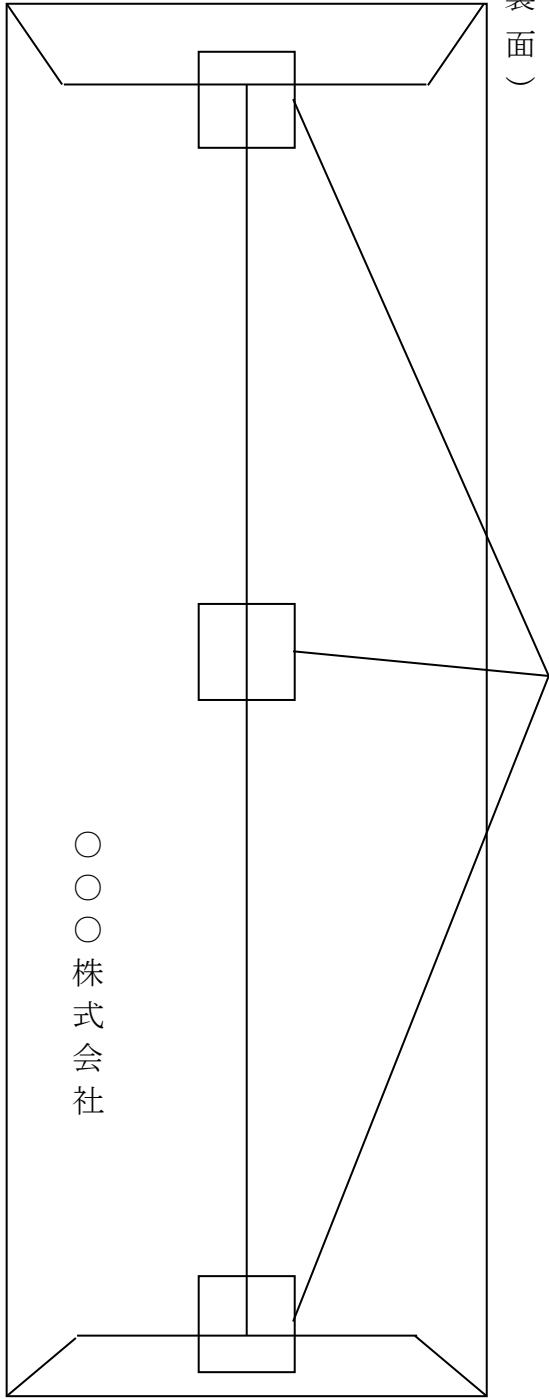
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開
サイト制作業務 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和 6 年 11 月 20 日開札 件名「加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名 ㊟

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和6年11月1日（金）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和6年11月18日（月）17時00分まで

入札書 : 令和6年11月19日（火）17時00分まで

開札日の日時 : 令和6年11月20日（水）10時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	加工食品等データベースシステムの機能強化及び運用業務並びに関連情報公開サイト制作業務 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。